

デジタル臨時行政調査会作業部会

法制事務のデジタル化検討チームの設置について

- 1 デジタル臨時行政調査会作業部会の下、新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討等を行うため、法制事務のデジタル化検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。
- 2 検討チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長 デジタル副大臣

構成員 デジタル改革、規制改革、行政改革、法制事務に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者
- 3 検討チームの庶務は、内閣官房及び内閣府の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。